

# 令和7年12月青森県東方沖地震災害義援金における受付窓口について

**令和7年12月8日の青森県東方沖地震により、青森県内の12市町村に災害救助法が適用されました。**

そこで岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）では令和8年1月30日（金）まで義援金の募集を行っておりますので皆さんのご理解とご協力をお願い致します！

\*この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

## 【受付窓口】

**★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）**  
**住所：岩内町字清住167番地**  
**（岩内町老人福祉センター内）**

**電話：0135-62-3328**

**\*受付は月～金曜日（祝日除く）  
の8：45～17：15です。**

